

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月19日
【会社名】	三菱重工業株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宮 永 俊 一
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番5号
【電話番号】	(03)6716-3111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部グループ長(企画グループ)山本博章
【最寄りの連絡場所】	上記の[本店の所在の場所]に同じ。
【電話番号】	上記の[電話番号]に同じ。
【事務連絡者氏名】	上記の[事務連絡者氏名]に同じ。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2013年6月12日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、当社と株式会社日立製作所（以下、「日立」といいます。）との火力発電システムを主体とする事業の統合（以下、「本事業統合」といいます。）に関する諸条件を定めた統合基本契約書及び合弁契約書の締結について臨時報告書を提出しました。

当社及び日立は、2013年8月1日、本事業統合のために当社が設立した新会社（以下、「統合会社」といいます。）とそれぞれとの間での本事業統合のための吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約書」といいます。）の締結について、また2013年12月13日、本事業統合後の統合会社の商号及び代表者について開示するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しました。

当社及び日立は、2013年12月18日、本吸収分割契約書の変更につき決定しましたので、上記臨時報告書（上記全ての訂正報告書によって訂正されたものをいいます。）の記載事項の一部を変更するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 2 報告内容

#### (2) 本事業統合の日程

## 3【訂正内容】

訂正箇所は\_\_（下線）を付して表示しております。

（訂正前）

### (2) 本事業統合の日程

2013年6月11日	本統合契約書締結
2013年7月31日	本吸収分割契約書締結
2014年1月1日（予定）	効力発生日

本会社分割は、当社及び日立の両社において会社法第784条第3項の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、株主総会における承認を得ずに行う見込みです。

（訂正後）

### (2) 本事業統合の日程

2013年6月11日	本統合契約書締結
2013年7月31日	本吸収分割契約書締結
2014年2月1日（予定）	効力発生日

本会社分割は、当社及び日立の両社において会社法第784条第3項の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、株主総会における承認を得ずに行う見込みです。

以 上